

2017年2月3日

株 主 各 位

第67回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

会計監査人の状況	1頁
会社の体制および方針	2頁
連結株主資本等変動計算書	8頁
株主資本等変動計算書	9頁
連結計算書類の連結注記表	10頁
計算書類の個別注記表	17頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ (<http://www.hokkochem.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

北興化学工業株式会社

会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました監査法人日本橋事務所は2016年2月26日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. PwCあらた有限責任監査法人は、2016年7月1日付で、PwCあらた監査法人から名称変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 重要な連結子会社の計算関係書類監査を行うものに関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、張家港北興化工有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

当社および当社グループは、企業存続の前提として、法令順守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、以下の基本方針を定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「法令等順守基本規程」および「北興化学工業グループ行動規範」を定め、各業務担当取締役をコンプライアンス推進責任者とし、取締役および使用人が法令や社会的良識等に基づいて行動することを徹底する。
 - (2) 「法令等順守基本規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進体制などの立案を行うとともに、コンプライアンスの教育・研修を実施する。
 - (3) コンプライアンスに関する連絡先として設置された内部通報制度（ホットライン）の周知を図り有効性を確保する。
 - (4) 財務報告の信頼性と適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制を適切に運用する。
 - (5) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する体制を確保する。
 - (6) 内部監査チームは、コンプライアンスに関する管理の状況について監査するとともに、適切に指示および指導・助言する。
 - (7) 監査役は、内部監査チームと連携し、取締役の職務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われているかを監査する。
 - (8) 取締役会に付議する事項は、常勤取締役等で構成する経営会議で事前協議を行うほか、経営会議での主要な決議事項を取締役に報告し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書および重要な情報については、法令並びに「文書管理規程」、「稟議決裁規程」、「業務決裁規程」、「機密情報管理規程」等の社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録のうえ、取締役や監査役が閲覧可能な方法で適切に管理・保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 全社的なリスクを統括的に管理するために、「リスク管理規程」を定め、経営リスク全般については、企画管理グループ担当取締役が統括的に管理し、各業務分野でのリスクについては、各業務担当取締役がリスクの把握、管理、対応にあたる。

- (2) 業務担当取締役は、重要な損失が発生し、または予測される場合は、「経営危機対応規程」に基づき、直ちに社長に報告する。重大な法令違反または損失が発生、もしくは予測される場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に損失拡大防止等の対応にあたる。
- (3) 「レスポンシブル・ケア委員会」を設置し、レスポンシブル・ケアに関する方針や目標、計画等の協議を行う。また、環境安全部はレスポンシブル・ケアに関する監査を行い、監査結果を定期的に「レスポンシブル・ケア委員会」に報告する。
- (4) 内部監査チームは、各分野におけるリスクの管理状況について監査を行い、定期的に取り締役会、監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務の執行は、社長統括のもと、業務担当取締役が「業務組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規程に基づき行う。
- (2) 取締役会を原則月1回開催し、業務担当取締役より、業務執行に関する重要事項並びに課題について報告を受け、必要な事項について審議決定を行う。
- (3) 経営会議を原則月1回以上開催し、取締役会への付議事項を審議するほか、適宜業務担当取締役等から報告を受けるとともに、必要な業務執行に関する協議を随時行う。
- (4) 執行役員会議を原則月1回開催し、現況の説明のほか、取締役会、経営会議での決定事項等を説明・伝達し、業務の効率的な執行を確保する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社から成る当社グループは、共通の企業理念のもと、法令等を順守し、「法令等順守基本規程」、「北興化学工業グループ行動規範」および社会的規範に基づき業務運営を行う。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、企画管理グループ担当取締役が子会社の総括管理を行い、各子会社を担当する業務担当取締役等がそれぞれの子会社の経営管理を行う。
- (3) 企画管理グループ担当取締役は、子会社代表取締役に運営状況や月次損益等を取りまとめた管理月報の提出を求め、必要な都度、子会社に直接、確認する。
- (4) 当社取締役等が子会社の代表取締役、非常勤または常勤取締役に就任することなどにより、子会社の情報収集を充実させ、リスクを把握し、管理する。
- (5) 各子会社を担当する業務担当取締役等は、子会社の業務の状況を、定期的に取り締役に報告する。
- (6) 各子会社を担当する業務担当取締役等は、法令並びに「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項について、子会社取締役と必要な協議を行い、一定の事項については子会社取締役会決議前に当社経営会議に付議し、承認を得る。

- (7) 内部監査チームは、子会社の適正な業務運営について監査するとともに、適切に指示および指導・助言する。
6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、並びに監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が取締役会のほか、経営会議、執行役員会議、コンプライアンス委員会その他必要と認めるすべての会議、委員会等に出席し意見を述べるができる体制とする。
 - (2) 監査役は、経営会議等の議事録、稟議書、契約書等重要書類を、いつでも閲覧できるものとし、取締役または使用人は、監査役の求めに応じて、業務の執行にかかわる事項の説明を行う。
 - (3) 内部監査チームは監査役と緊密な連携を保ち、監査役から特定の事項について調査を求められたときはその調査を行い、その結果を監査役に報告する。
 - (4) 取締役は、事業運営に影響を与える重要な事項、内部通報窓口（ホットライン等）への通報状況について監査役に速やかに報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役または使用人からの報告等を求めることができる。
 - (5) 当社または子会社の役職員が、当社または当社グループの業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
 - (6) 当社および子会社の役職員が、監査役に(4)または(5)の報告を行った場合、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
 - (7) 監査役の求めによりその職務を補助すべき使用人を置くこととし、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の期間中の人事異動や人事考課に関して、監査役の事前の同意を得るものとする。
 - (8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するために必要な費用等について、その支払いが適切に行われる体制を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社および当社グループが整備している内部統制システムにおける当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス基本方針」を策定し、それを具体化した「北興化学工業グループ行動規範」を当社グループの役職員共通の行動・判断基準とし、事業活動を行っております。
- (2) 毎年コンプライアンス月間を設定し、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透に取り組んでおります。
- (3) 社内外に内部通報窓口（ホットライン等）を設け、匿名・記名を問わず、報告・相談ができるようにしております。また、内部通報制度利用者のプライバシー保護、不利益な取扱いの禁止を社内規程で厳格に規定し、実効性の向上を図っております。
- (4) 反社会的勢力とは、一切の関係を遮断しており、適正な企業活動を確保するための体制を整備しております。また、新規に取引をする場合は信用調査をし、国内の取引先との契約書締結に際しては、反社会的勢力排除条項の導入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会等の議事録、稟議書、計算書類その他業務執行に関する文書は、文書管理規程等に基づき、適切に保存・管理しております。また、取締役や監査役はいつでもそれらの情報を閲覧できるようにしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの主要な損失の危険について、「リスク管理規程」に基づき、毎年定期的に各部署がリスクを洗い出し、経営会議において承認された「リスク対応計画」および経営会議の指示に基づく「リスク管理策」を実施しております。
- (2) 内部監査チームは、各分野におけるリスクの管理状況について監査しております。
- (3) レスポンシブル・ケアについては、社長を委員長、各事業グループの担当役員などを委員とする「レスポンシブル・ケア委員会」を設置し、レスポンシブル・ケアに関する方針、目標、計画等の協議を行っています。また、環境安全部はレスポンシブル・ケアに関する監査を行い、監査結果を定期的に「レスポンシブル・ケア委員会」に報告しております。
- (4) 自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に、重要な事業を遂行・継続できるよう事業継続計画（BCP）に関するマニュアルを整備し、内容を定着させるため教育訓練を実施し、リスクへの対応を強化しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の基本方針を示し、企業理念のもと、立案した事業計画を着実に実行することにより、持続的かつ安定的な成長の実現を目指しております。
- (2) 3ヵ年経営計画（2015年11月期から2017年11月期まで）を策定しており、その実践に向け、代表取締役社長による訓示を通じて、全役職員への浸透を図っております。また、過年度の成果と反省を踏まえ、当年度の取組みを明確にし、目標達成にあっております。
- (3) 取締役会規則に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。
- (4) 社外取締役3名を含む取締役7名で構成された取締役会を監査役全員参加のもと、12回開催しております。また、取締役会に付議する事項など、経営に関する重要事項および重要な業務執行案件の審議等を行う経営会議を29回開催しております。
- (5) 2015年12月から2016年1月にかけて、取締役会の実効性評価を実施し、取締役会の構成、運営、取締役会による監督、株主との関係等の項目について分析・評価を行いました。以下の理由により、取締役会の実効性は概ね確保されていると判断しております。
 - ① 審議や意思決定における十分性・迅速性および監督機能の発揮といった観点で適切な規模・構成であること
 - ② 取締役会の運営においても、付議事項の水準・内容および審議時間は適切であること
 - ③ 株主の権利行使のための体制等に大きな問題はないこと
- (6) 当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速かつ機動的になされるよう図っております。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業理念」、「経営の基本方針」の実践を通じて、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させるため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に対する業務運営の適正を維持するため、総括および経営管理を行っております。
- (3) 企画管理グループ担当役員は、子会社代表取締役に運営状況や月次損益等を取りまとめた管理月報の提出を求めるとともに、必要に応じて、子会社に直接、確認しております。
- (4) 各子会社を担当する業務担当取締役等は、子会社の業務の状況を、定期的に取り締役に報告しております。
- (5) 業務執行部門から独立した内部監査チームが、社長の承認を得た内部監査計画に基づき、業務の有効性、妥当性、効率性等について検証・評価を行い、監査結果を社長に報告するとともに定期的に監査役（会）に報告し、加えて内部監査の状況を定期的に取り締役員会、経営会議に報告しております。

6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 株主の負託を受けた独立の機関として、取締役・執行役員職務の執行を監査することにより、当社の持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える最良のコーポレートガバナンス体制を確立することを監査役および監査役会の役割・責務としております。
- (2) 役割・責務を果たすにあたり、独立した客観的な立場で能動的・積極的に権限を行使することに加え、社外監査役の有する高い専門性と社内監査役の有する情報を活用することにより、実効性の高い監査の実施に努めております。
- (3) 社外監査役2名と常勤監査役2名で構成された監査役会を2016年6月までに9回開催しております。また、2016年7月以降は、常勤監査役1名の辞任により、社外監査役2名と常勤監査役1名で構成された監査役会を4回開催しており、あわせて監査役会を計13回開催しております。
- (4) 監査役は取締役会、経営会議、執行役員会議、コンプライアンス委員会その他必要と認めるすべての会議、委員会へ出席し、意見を述べ、また、当社および当社グループの各拠点（支店、研究所、工場等）への往査を行っております。
- (5) 会計監査人や内部監査チームとは、相互の情報交換・意見交換を行う等、連携を強化し、監査の効率性を高め、実効性の向上を図っております。
- (6) 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、必要な費用等を予算に計上し、その費用等を負担しております。

連結株主資本等変動計算書

(2015年12月1日から2016年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2015年12月1日残高	3,214	2,608	11,639	△1,005	16,456	1,994	7	424	△316	2,108	18,565
誤謬の訂正による 累積的影響額			△1,035		△1,035				△1	△1	△1,036
誤謬訂正後当期首残高	3,214	2,608	10,604	△1,005	15,421	1,994	7	424	△317	2,107	17,528
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△262		△262						△262
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,965		1,965						1,965
自己株式の取得				△2	△2						△2
自己株式の処分			△0	0	0						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-	△260	△7	△335	248	△353	△353
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,703	△1	1,702	△260	△7	△335	248	△353	1,348
2016年11月30日残高	3,214	2,608	12,307	△1,006	17,123	1,734	-	89	△69	1,754	18,877

株主資本等変動計算書

(2015年12月1日から2016年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合	
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 株	己 式 株 資 合 本 主 計	その 他 他 価 有 証 券 所 有 証 評 価 差 額	繰 上 延 誤 差 額		評 価 ・ 換 算 差 額
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金									
		資 準 備 金	本 金 剰 余 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 延 誤 差 額	越 益 剰 余 金						
2015年12月1日残高	3,214	2,608	2,608	803	144	5,680	4,437	11,064	△1,005	15,882	1,983	7	1,990	17,872
誤謬の訂正による 累積的影響額							△1,035	△1,035		△1,035				△1,035
誤謬訂正後当期首残高	3,214	2,608	2,608	803	144	5,680	3,402	10,029	△1,005	14,847	1,983	7	1,990	16,837
事業年度中の変動額														
固定資産圧縮積立金の積立			-		8		△8	-		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩			-		△4		4	-		-				-
剰余金の配当			-				△262	△262		△262				-
当期純利益			-				1,639	1,639		1,639				-
自己株式の取得			-					-	△2	△2				-
自己株式の処分			-				△0	△0	0	0				-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			-					-		-	△249	△7	△256	△256
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	4	-	1,374	1,377	△1	1,376	△249	△7	△256	1,120
2016年11月30日残高	3,214	2,608	2,608	803	147	5,680	4,776	11,407	△1,006	16,222	1,734	-	1,734	17,956

(注) 連結計算書類および計算書類に記載の金額については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成の基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

北興産業(株)、美瑛白土工業(株)、ホクコーパツクス(株)、張家港北興化工有限公司

(2) 非連結子会社の名称

Hokko Chemical America Corporation

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、純資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

Hokko Chemical America Corporation

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち張家港北興化工有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法、但し、建物（建物附属設備を除く）は1998年4月1日以後取得分より、建物附属設備及び構築物は2016年4月1日以後取得分より定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社および国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

販売した製商品の返品による損失に備えるため、当社は将来の返品発生見込額に基づく損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップ取引については、すべて特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・外貨建金銭債権および金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引および長期借入金

③ ヘッジ方針

同一通貨の外貨建金銭債権を外貨建金銭債務の支払に充当し、この充当部分をヘッジ手段としております。また、変動金利の借入債務を固定金利に変換することによって金利上昇リスクを回避し、調達コストとキャッシュ・フローを固定化するため、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建金銭債権をヘッジ手段、外貨建金銭債務をヘッジ対象とする個別ヘッジについては、金額・期間等の重要な条件が同一であることをもって、ヘッジの有効性を評価しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
- (6) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。
- (7) 会計方針の変更
(企業結合に関する会計基準等の適用)
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。
(減価償却方法の変更)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響は軽微であります。
- (8) 表示方法の変更
(連結損益計算書関係)
当社は、たな卸資産の一部についてその廃棄損を営業外費用に計上しておりましたが、基幹システムの変更により原価解析をより精緻に行うことができるようになったことを契機に検討を行った結果、原価性が高まっていることが明らかになったため、当連結会計年度より売上原価として計上する方法に変更することといたしました。
- (9) 会計上の見積りの変更
当連結会計年度において、将来の返品発生見込額に基づく損失発生額の合理的な見積りが可能となったことから、将来の返品発生見込額に基づく損失発生額の見積り額を「返品調整引当金繰入額」として計上することといたしました。
この変更により、当連結会計年度の売上総利益、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ164百万円減少しております。
- (10) 誤謬の訂正
当連結会計年度において、当社の過年度における退職給付債務の計算に誤りがあることが判明したため、前連結会計年度の誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。
影響額については、連結株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

28,639百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	29,985,531株	一株	一株	29,985,531株	
合計	29,985,531株	一株	一株	29,985,531株	
自己株式					
普通株式	2,425,420株	5,145株	743株	2,429,822株	注
合計	2,425,420株	5,145株	743株	2,429,822株	

(注) 普通株式の自己株式の増加5,145株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少743株は、単元未満株式の買増請求による売渡であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年2月26日 定時株主総会	普通株式	138百万円	5円	2015年11月30日	2016年2月29日
2016年7月11日 取締役会	普通株式	124百万円	4.5円	2016年5月31日	2016年8月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2017年2月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年2月24日 定時株主総会	普通株式	152百万円	利益剰余金	5.5円	2016年11月30日	2017年2月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達方法については主に銀行からの借入による方針です。また、一時的な余資が発生した場合には、短期的な預金等に限定し、運用する方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理に関する定めに従い、リスク低減を図っております。また、海外顧客との取引から生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、同一通貨の外貨建ての営業債務の支払いに充当し、この充当部分をヘッジ手段としております。

投資有価証券はすべて株式であり、主に業務上の関係を有する企業の株式で、定期的に時価を把握しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の変動金利リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、取引権限等を定めた社内規程に従い、行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年11月30日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	961	961	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,798	10,798	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,404	3,404	—
(4) 長期貸付金	11	11	0
(5) 支払手形及び買掛金	(5,080)	(5,080)	—
(6) 短期借入金	(1,598)	(1,598)	—
(7) 未払費用	(3,699)	(3,699)	—
(8) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	(4,314)	(4,336)	23
(9) デリバティブ取引	—	—	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、従業員に対する長期貸付金であり、その時価の算定は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基準とした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、すべて金利スワップの特例処理によるものであり、この処理は、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております（（注）1(8)をご参照下さい）。

(注) 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額19百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	685円04銭
2. 1株当たり当期純利益	71円30銭

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物(建物附属設備を除く)は1998年4月1日以後取得分より、建物附属設備及び構築物は2016年4月1日以後取得分より定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理しております。

(3) 返品調整引当金

販売した製商品の返品による損失に備えるため、当社は将来の返品発生見込額に基づく損失見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップ取引については、すべて特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・外貨建金銭債権および金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引および長期借入金

(3) ヘッジ方針

同一通貨の外貨建金銭債権を外貨建金銭債務の支払に充当し、この充当部分をヘッジ手段としております。また、変動金利の借入債務を固定金利に変換することによって金利上昇リスクを回避し、調達コストとキャッシュ・フローを固定化するため、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建金銭債権をヘッジ手段、外貨建金銭債務をヘッジ対象とする個別ヘッジについては、金額・期間等の重要な条件が同一であることをもって、ヘッジの有効性を評価しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

9. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる、当事業年度における計算書類への影響額はありません。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額は軽微であります。

10. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

当社は、たな卸資産の一部についてその廃棄損を営業外費用に計上しておりましたが、基幹システムの変更により原価解析をより精緻に行うことができるようになったことを契機に検討を行った結果、原価性が高まっていることが明らかになったため、当事業年度より売上原価として計上する方法に変更することといたしました。

11. 会計上の見積りの変更

当事業年度において、将来の返品発生見込額に基づく損失発生額の合理的な見積りが可能となったことから、将来の返品発生見込額に基づく損失発生額の見積り額を「返品調整引当金繰入額」として計上することといたしました。

この変更により、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ164百万円減少しております。

12. 誤謬の訂正

当事業年度において、当社の過年度における退職給付債務の計算に誤りがあることが判明したため、前事業年度の誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

影響額については、株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	25,414百万円
2. 保証債務	
子会社の金融機関からの借入に 対する債務保証	321百万円
3. 関係会社との取引	
関係会社に対する短期金銭債権	771百万円
関係会社に対する長期金銭債権	100百万円
関係会社に対する短期金銭債務	716百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

関係会社に対する売上高	839百万円
関係会社からの仕入高	2,180百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	18百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	2,425,420株	5,145株	743株	2,429,822株	注
合 計	2,425,420株	5,145株	743株	2,429,822株	

(注) 普通株式の自己株式の増加5,145株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少743株は、単元未満株式の買増請求による売渡であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	1,108百万円
委託試験費損金不算入額	31
資産除去債務	1
棚卸資産評価損	121
返品調整引当金	51
その他	277
繰延税金資産小計	1,589
評価性引当額	△39
繰延税金資産合計	1,549
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△65
その他有価証券評価差額金	△765
その他	△47
繰延税金負債合計	△877
繰延税金資産の純額	672

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.33%から2016年12月1日に開始する事業年度及び2017年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、2018年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%になります。

この税率変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が33百万円減少し、法人税等調整額が76百万円、その他有価証券評価差額金が43百万円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	北興産業 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 当社製品の販売	製品の販売 (注1)	833	売掛金	517
				資金の預り (注2)	160	預り金	410

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 651円64銭
2. 1株当たり当期純利益 59円48銭

(注) 連結注記表、個別注記表に記載の金額および比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。